

2019/11/15

衆議院第二議員会館多目的会議室

オールジャパン平和と共生 「いま消費税を問う！」

不公平な税制をただす会 事務局長 荒川俊之

社会保障の財源は消費税以外にある！

1. 税をどのように考えるか。

◇日本国憲法30条「法律による課税」

⇒問題はその内容（税法）であり、税はその負担能力に応じて支払うこと、
「応能負担原則」が税の公平を生み出す。

◇なぜ応能負担か？⇒日本国憲法14条（法の下での平等）

25条（生存権）

29条（財産権の保障）など

◆広義の納税者の権利＝「課税のあり方」と「税の使途」

2. 課税のあり方（税の取り方）を考える。

◇応能負担原則による税の取り方＝担税力の把握が容易な所得課税を基本とすべき。
所得再配分の機能を通じて国民の生活が安定する。

◇所得課税（所得税・法人税など）⇒一律の比例税率ではなく累進課税が応能負担に
適合する。

◇累進課税＝課税対象の金額が多くなるに応じて徐々に高い税率で課税すること。

◇「超過」累進課税⇒高額所得者や高額所得法人からその応分に応じた負担をしてい
ただき、社会に還元することで景気を安定させる。

◇所得再分配＝多額の所得や資産に対して累進的に課税することで得た富を、社会保障
や福祉などを通じて社会的弱者へ配分すること。

◇富の偏在・所得格差を放置すると社会が不安定になる。

◆表面の税率ではなく、実際の税の負担率を考慮しなければならない。

3. 具体的な税の取り方を考える。

(1) 消費税導入と引き換えに法人税と所得税を減税

超過累進税率の緩和により高額所得者、多様な租税特別措置に加えて、法人税率の
度重なる引き下げにより多く稼ぐ企業において税負担を少なくした。

さらに所得課税でなく、広く薄く課税するとして導入された消費税により、力のあ

るものが富を蓄財し、所得格差が増大した。

◆力が有るもの・富があるものは、さらに富む社会構造になってしまった。

(2) 個人への所得課税

所得税〔国税〕・住民税〔地方税〕の税率構造の変遷

2017年度予算における申告書所得税の概算収入税額 3兆 740億円

⇒1974年当時の超過累進税率を適用した場合の税額1兆31673億円

その差額10兆933億円

(3) 法人への所得課税

現行の法人税は比例税率(23.2%)

消費税導入前の法人税は42%、復興特別法人税(10%)は1年前倒して廃止。

法人税〔国税〕・法人事業税・法人住民税〔地方税〕の主要大企業の法人3税負担

⇒21社の平均負担率13.5%

強いものが得をする税制=比例税率・租税特別措置、消費税

2016年度予算における法人税の概算収入税額 1兆4676億円

⇒大企業優遇税制廃止かつ5段階の超過累進課税適用2兆1837億円

その差額1兆87161億円

(4) 社会保障の財源は応能負担原則による所得課税の課税強化

上記(2) + (3) = 2兆8094億円

> 2019年度一般会計予算のうち消費税1兆3920億円

以上

(参考) 以下の書籍を無料で配布しています。

◇福祉と税金30号(2018年)

不公平な税制をただす会(公平な税制を求める会)発行

◆入会申し込みも配布していますので、ぜひ入会をよろしくお願いいたします。

◇税制研究75号(2019年2月)

公益財団法人谷山治雄記念財団発行

◆購読申し込みも配布していますので、ぜひ定期購読をよろしくお願いいたします。

の部分についてだけであり、課税所得の全額に45%の税率が適用されるのではない。所得税は超過累進課税を採用しており、働く意欲をなくすことはない。

所得税の税率刻みは表のように1974年当時19段階の税率区分があり、所得税・住民税の最高税率は93%であった。住民税は、国から

地方へ税源移譲をするという名目で3段階の超過累進税率（課税所得200万円以下5%、同700万円以下10%、同700万円超13%）が廃止され、2007年度から一律10%になった（フラット化）。フラット化は累進税率をやめて単一税率にすることである。住民税の10%化は富裕層減税、低所得者増税をもたらした。

の法
工新
は29:
の増
ま
は3
累進

A

所得税等の税率構造の推移

年	所得税率の刻み%	住民税の最高税率	住民税と合わせた最高税率	住民税の刻み数
1974	10、12、14、16、18、21、24、27、30、75 (19段階の累進税率)	18%	93%	13 (注)
1984	10.5、12、14、17、21、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70 (15段階)	18%	88%	14
1987	10.5、12、16、20、25、30、35、40、45、50、55、60 (12段階)	18%	78%	14
1988	10、20、30、40、50、60 (6段階)	16%	76%	7
1989	10、20、30、40、50 (5段階)	15%	65%	3
1999	10、20、30、37 (4段階)	13%	50%	3
2007	5、10、20、23、33、40 (6段階)	10%	50%	1
2015	5、10、20、23、33、40、45 (7段階)	10%	55%	1

(注) 1974年の住民税の税率区分(所得割)は、道府県2・4% 市町村2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12・13・14%

(4) 総合累進課税で29兆円の増収(所得課税)

現行の法人税率はいくら所得があっても一定率の税負担であり、所得の多い大企業ほど税負担が少なくなる。応能原則からすれば、法人税であっても累進税率を採用すべきである。わが国でも所得税における7段階の超過

累進税率(5%、10%、20%、23%、33%、40%、45%)を法人税でも採るべきである。

不公平な税制をただす会の共同代表である菅隆徳税理士は法人税の超過累進税率適用によって、2016年度で29兆1,837億円の法人税収が見込めるとしている。ちなみに2016年度

注)

B

図2 消費税収の推移と、法人3税、所得税・住民税の減収額の推移 (単位：兆円)

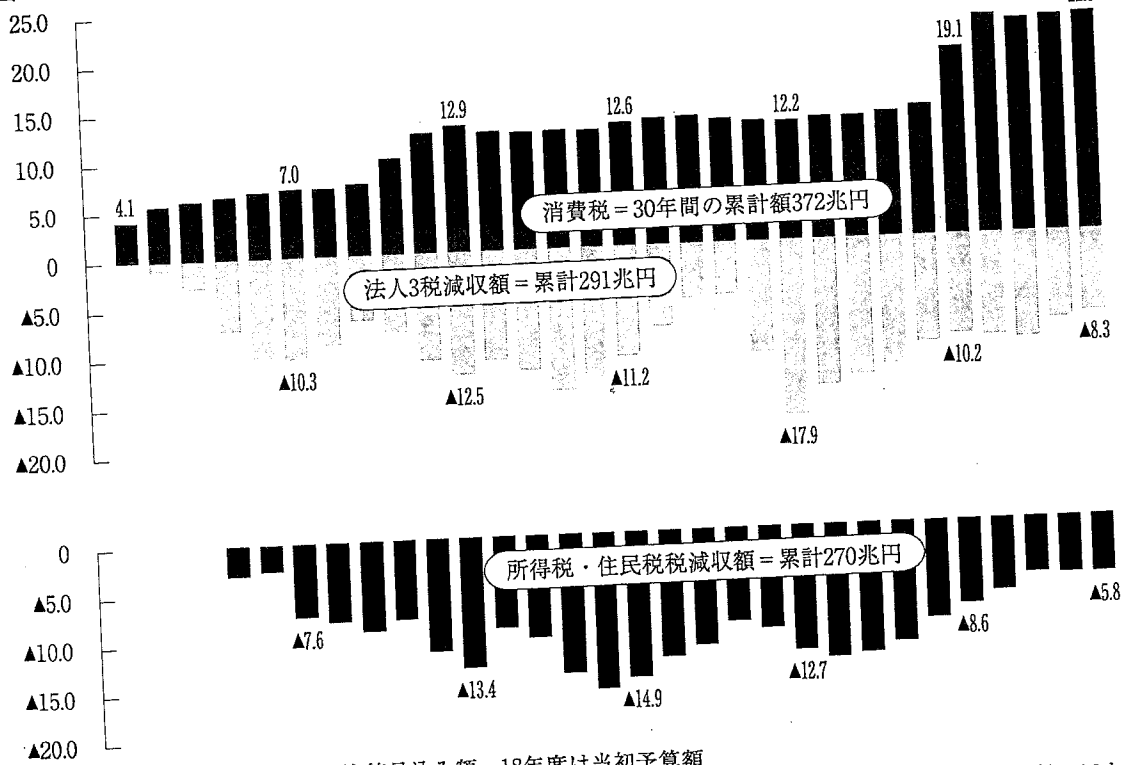


表1 主要大企業の法人3税負担率

企業名	2017年度			
	税引前純利益 (億円)	法人3税 (億円)	法定実効税率 (%)	負担率 (%)
トヨタ自動車	22,381	4,049	30.3	18.1
本田技研工業	4,659	597	30.4	12.8
三井物産	3,545	△ 54	31.0	△ 1.5
アステラス製薬	2,916	160	30.7	5.5
キヤノン	2,736	493	31.0	18.0
武田薬品工業	2,479	△ 46	30.8	△ 1.9
三菱電機	2,268	133	31.0	5.9
住友商事	2,100	△ 46	31.0	△ 2.2
デンソー	1,809	395	30.3	21.8
小松製作所	1,710	410	30.7	24.0
日産自動車	1,700	450	30.8	26.5
三井不動産	1,619	370	30.8	22.8
豊田自動織機	1,141	233	30.3	20.3
新日鐵住金	1,110	16	30.9	1.5
マツダ	981	158	30.7	16.1
第一三共	921	41	30.7	4.5
伊藤忠商事	765	93	31.0	12.1
いすゞ自動車	699	132	30.8	18.8
京セラ	697	154	31.0	22.1
丸紅	565	△ 66	31.0	△ 11.6
合計・平均	56,801	7,672	30.8	13.5

(注) 法人3税(法人税・法人事業税・法人住民税)の負担金額を税引前純利益の金額で割って負担率を計算。
法定実効税率は各社の有価証券報告書に記載されている税率。

(出所) 各社の有価証券報告書に記載された個別損益計算書より税理士菅隆徳が作成。

る。

②中小企業の負担は？

一方で、法人税を累進税率にすると、中小企業は一般に現行よりも低い税率で課税されるから、減税になる。現行税制の下での法人

税額と、累進税率を導入した場合の法人税額を資本金規模別に比較すると、大企業は増税になるが、(表4)のように資本金5000万円以下の中小企業は減税になる。

③日本の法人税は高いのか？

の法人税収は10兆4,676億円である（全国商工新聞2018年10月15日）。つまり、法人税収は29兆1,837億円 - 10兆4,769億円、約19兆円の増収が可能となる。

また、2017年度概算要求の申告所得税収入は3兆740億円であるが、1974年当時の超過累進課税を適用することにより所得税は表が

示すように10兆円を超える増収が可能となる。

所得課税である法人税と所得税に総合累進課税を採用すれば、法人税が約19兆円、所得税が約10兆円、合わせて29兆円もの財源が生れる。

2017年分所得税額の概算計算（1974年の超過累進税率適用）

課税所得階級	税率	課税所得金額①	実効税率②	納税額 ①×②
60万円以下	10	47.8億円	10	4億7,800万円
120 "	12	717.023 "	11	78億8,725 "
180 "	14	3,249.21 "	12	389億9,052 "
240 "	16	5,922.15 "	13	769億8,795 "
300 "	18	1兆5,657.1 "	14	2,191億9,940 "
400 "	21	1兆6,408.36 "	15	2,461億2,540 "
500 "	24	1兆5,410.53 "	17	2,619億7,901 "
600 "	27	1兆4,009.2 "	19	2,661億7,480 "
700 "	30	1兆2,903.83 "	20	2,580億7,660 "
800 "	34	1兆1,278.77 "	22	2,481億3,294 "
1,000 "	38	1兆8,472.87 "	25	4,618億2,175 "
1,200 "	42	1兆5,467.59 "	28	4,330億9,252 "
1,500 "	46	1兆9,735.06 "	32	6,315億2,192 "
2,000 "	50	2兆7,233.96 "	36	9,804億2,256 "
3,000 "	55	3兆2,832.27 "	42	1兆3,789億5,534 "
4,000 "	60	—	46	—
6,000 "	65	3兆2,414.9億円	52	1兆6,855億7,480万円
8,000万円	70	—	57	—
8,000万円超	75	8兆5,312.45億円	※70	5兆9,718億7,150万円
合計		32兆7,073.08億円		13兆1,673億9,262万円

- 注) 1. 「2017年分申告所得税標本調査」(国税庁)を用いて浦野が計算した。
 2. 空欄は標本調査の階級区分と74年の税率区分の違いによって生じた。
 3. 標本調査にある5,000万円を超える課税所得は8,000万円超の階級に入れて計算した。
 4. 8,000万円を超える課税所得の実効税率は70%と推計した。
 5. 2017年度予算の申告所得税の概算収入額は3兆740億円である。74年の超過累進税率を適用すれば10兆933億9,262億円の税収確保が見込める。



表3 法人税を累進税率とした場合の法人税収 (2016年度)

	合計所得金額 ①	利益法人数 ②	1社当り平均所得 ③ (①/②)	累進税率による 1社当り法人税額 ④	累進税率による 法人税収 ⑤ (④×②)
(資本金階級別)	百万円	社	百万円	万円	百万円
100万円以下	912,372	121,852	7	35	42,648
100万円超	107,578	20,435	5	25	5,108
200万円〃	2,406,884	373,319	6	30	111,996
500万円〃	4,799,742	266,028	18	190	505,453
1,000万円〃	2,091,736	69,144	30	470	324,977
2,000万円〃	4,557,807	74,467	61	1,245	927,114
5,000万円〃	4,621,896	25,529	181	4,245	1,083,706
1億円〃	4,583,161	9,577	479	11,695	1,120,030
5億円〃	1,595,435	1,327	1,202	38,810	515,009
10億円〃	4,864,162	2,506	1,941	72,065	1,805,948
50億円〃	3,096,188	576	5,375	226,595	1,305,187
100億円〃	25,674,053	790	32,499	1,447,175	11,432,683
連結法人	22,584,490	1,039	21,736	962,840	10,003,908
合計	81,895,504	966,589			29,183,767

(出所) 国税庁、平成28年度分「会社標本調査」をもとに、税理士菅隆徳が計算、作成。法人税率5% (所得800万円以下)、15% (所得2,000万円以下)、25% (所得5億円以下)、35% (所得10億円以下)、45% (所得10億円超) の5段階とし、超過累進税率を適用している。
 合計所得金額 = 申告所得金額 + 受取配当益金不算入額等 + 引当金等増加額 + 連結納税によって相殺された所得金額を示しています。

思わせているが、これはごまかした。既に述べたように法定税率は実際の大企業の負担率ではない。

実際の大企業の税負担率は、法定税率よりも大幅に低い。

④大企業の法人税負担は中小企業の半分

(図1)の資料を基に、大企業と中小企業の実際の法人税負担率を計算してみると(表6)のようになる。大企業と中小企業の法人税の負担割合を比べてみると、大企業は9.8

%で、中小企業18.9%のおよそ半分しか支払っていないことになる。ここにはあまり知られていない、法人税負担の不公平な実態がある。法人税の負担は、応能負担すなわち支払能力に応じて負担する原則に立つべきだ。

大企業優遇税制を廃止して、法人税にも適切な累進課税を導入すべきである。

⑤消費税増税中止の世論を

消費税率2%の引き上げで約5兆円の税収が増える。一方で、大企業優遇税制を廃止

消費税を
上げずに

社会保障財源 38兆円を 生む税制

◆不公平な税制をただす会 編

大月書店